

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則(労政能力開発課)
◇告 示 指定老人訪問看護事業者の指定(医務課)

保険医療機関等の指定(保険課)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

国土調査法による事業計画の変更()

公共測量の終了(管理課)

土地収用法による事業の認定()

開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)

都市計画法第六十六条による告示(三件)()

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

一 入校願書等において記載を義務付けていた本籍地及び職業の記載を要しないこととした。(様式第一号、第二号関係)

二 入校時に必要とされる保証人の県内居住要件を廃止することとした。(第九条 関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十七号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「県内に居住する身元確実な」を削る。

様式第一号中

電話番号 [] に

電話番号 [] 本籍地 [] 県 []

を

年 月 日	卒業、修了、中退の別
年 月 日	第 学年 卒 修 退
年 月 日	第 学年 卒 修 退
年 月 日	第 学年 卒 修 退

を

年 月	卒業、修了、卒業又は修了の見込及び中退の別
年 月	第 学年 卒業見込 退
年 月	第 学年 卒業見込 退
年 月	第 学年 卒業見込 退

勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

希望科	第 1 希 望	第 2 希 望
-----	---------	---------

志望科	第 1 志 望	第 2 志 望
-----	---------	---------

「殿」を「様」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「殿」を「様」に改め、「職 業」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町二五二	せいきよう訪問看護ステーションあおぞら	気高郡鹿野町大字今市六三一	平成八年十二月一日
医療法人美穂会	西伯郡名和町大字西坪五四五―一	訪問看護ステーションゆうゆうケア	西伯郡名和町大字西坪五四五―一	〃
医療法人有真会	米子市河崎五八四―四	訪問看護ステーションまごころ	米子市河崎五八四―四	〃

鳥取県告示第八百一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定

承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山形歯科医院	鳥取市松並町二丁目五二八―一	平成八年十一月十五日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目一三三	平成八年十一月二十日
田中医院	米子市錦町一丁目七六	平成八年十一月二十一日
グッドヒル診療所	鳥取市吉成二丁目一四―二二	平成八年十二月二十二日
田中外科医院	西伯郡岸本町吉長五八―二	平成八年十二月二十四日
社団法人鳥取県東部医師会附属休日急患診療所	鳥取市富安一丁目六二	平成八年十二月一日
医療法人社団吹野小児科医院	米子市米原七丁目一―四五	〃
医療法人三好医院	倉吉市河原町一八〇九	〃
鳥取医療生協勝部診療所	気高郡青谷町大字紙屋六一四―一	〃
ひらばやし歯科クリニック	米子市夜見町二七八―五	〃
三宝薬局	鳥取市扇町五七―一	平成八年十一月十五日
常田調剤薬局	鳥取市西町三丁目一〇	〃
有限会社素間気堂薬局	米子市東福原六丁目二―三〇	平成八年十二月一日
米田薬局	東伯郡大栄町大字由良宿一一五六	〃

鳥取県告示第八百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業日光地区区画整理及び農業用排水）に

係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年十二月九日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百三三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき定められた地籍調査に関する県の計画に基づく平成八年度における郡家町、赤碕町及び西伯町が行う事業計画を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	変更前 後の別	調査地 域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
郡家町	変更前	八頭郡郡家町大字西御門、大字久能寺、大字池田、大字万代寺、大字石田百井、大字土師百井、大字米岡及び大字国中の各一部	平成九年三月三十一日まで	一・五五
	変更後	八頭郡郡家町大字西御門、大字久能寺、大字池田、大字万代寺、大字石田百井及び大字土師百井の各一部	〃	二・九〇
赤碕町	変更前	東伯郡赤碕町大字滝津、大字湯坂、大字光及び大字梅田の各一部	〃	一・九一
	変更後	〃	〃	一・九八
西伯町	変更前	西伯郡西伯町大字清水川及び大字福成の各一部	〃	三・四八
	変更後	〃	〃	三・九一

鳥取県告示第八百四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、鳥取県根根土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（道路計画図作成）
- 二 作業地域 日野郡日南町菅沢、日野町板井原及び福長並びに江府町大字江尾
- 三 終了年月日 平成八年十一月二十五日

鳥取県告示第八百五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称 鳥取市
- 二 事業の種類 鳥取市博物館（仮称）建設事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 鳥取市上町地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
 - 鳥取市掛出町一二 市民会館内
 - 鳥取市教育委員会事務局博物館建設課

鳥取県告示第八百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年三月二十九日 鳥取県指令米土維十第三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳一九〇三

田中 良武

鳥取県告示第八百七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十月二十九日 鳥取県指令都計三十二第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古郡家

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古郡家一六五

西川 耕一

鳥取県告示第八百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年一月二十七日 鳥取県指令受都計三十三第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字郡家澤田山、字岸本、字瀬戸田上分、字瀬戸田下分、字大途口分

及び字カセ才上分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限会社

代表取締役 墨土 健英

鳥取県告示第八百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・八号宮下十六本松線及び三・四・二号末広古海線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市幸町、行徳一丁目、行徳二丁目及び古市字行徳廻り土手外地

内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・四号上町松並線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市大榎町、御弓町、中町及び上町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

平成八年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・四号上町松並線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更する部分 鳥取市薬師町及び西品治字上狭間地内

追加する部分 鳥取市相生町二丁目及び寿町地内

2 使用の部分 なし